

- 第 4 5 号議案** 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例
- 第 4 6 号議案** 学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する
条例
- 第 4 7 号議案** 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例

1 経緯

東京都では、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が改正され、「東京都パートナーシップ宣誓制度」が制定された。

また、特別区人事厚生事務組合からパートナーシップ関係にある者に係る給与の取扱いの改正に伴う条例等の改正案が送付された。

これらを踏まえ、品川区においても、学校教育職員および幼稚園教育職員における給与・旅費支給要件の見直しを行う。

2 改正内容

学校教育職員および幼稚園教育職員における扶養手当・旅費の支給要件において、「東京都パートナーシップ宣誓制度」およびこれに準じる制度の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方を配偶者または親族と同様に扱う規定を追加する。

3 施行期日

- ・条例改正の施行日は、公布の日とする。

第45号議案

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月29日

品川区長 森 澤 恭 子

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項および第2項各号列記以外の部分中「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、同項第1号中「。）」の次に「またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。）の相手方」を加え、同条第3項各号列記以外の部分および同項第1号中「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、同項第2号中「扶養親族（」を「扶養親族等（」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分および同項第1号中「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、同項第2号中「扶養親族たる要件」を「扶養親族等たる要件」に、「扶養親族が」を「扶養親族等が」に改め、同条第2項および同条第3項第2号中「扶養親族」を「扶養親族等」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年品川区条例第29号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合(学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年品川区条例第 号)の施行の日(以下「令和5年改正条例施行日」という。)以後にあっては、配偶者およびパートナーシップ関係(双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。以下同じ。)の相手方のいずれも有しない場合)で、かつ」を加える。

付則第4項中「配偶者を有する」を「配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有する」に改める。

付則第6項中「配偶者」の次に「またはパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「(令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日)」を加える。

(説明) 学校教育職員の扶養手当の支給に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同様に扱う必要がある。

学校教育職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 扶養手当は、<u>扶養親族等</u>のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の<u>扶養親族等</u>とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)またはパートナーシップ関係(双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。)の相手方 (第2号から第6号まで省略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる<u>扶養親族等</u>の区分に応じて、<u>扶養親族等</u>1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号および第3号から第6号までに該当する<u>扶養親族等</u> 6,000円</p> <p>(2) 前項第2号に該当する<u>扶養親族等</u>(以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円 (第4項省略)</p> <p>第14条 新たに職員となった者に<u>扶養親族等</u>がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに<u>扶養親族等</u>たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) <u>扶養親族等</u>たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する<u>扶養親族等</u>が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、<u>扶養親族等</u>たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に<u>扶養親族等</u>がある場合にお</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 扶養手当は、<u>扶養親族</u>のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の<u>扶養親族</u>とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(第2項から第6号まで省略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる<u>扶養親族</u>の区分に応じて、<u>扶養親族</u>1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号および第3号から第6号までに該当する<u>扶養親族</u> 6,000円</p> <p>(2) 前項第2号に該当する<u>扶養親族</u>(以下「扶養親族たる子」という。) (第4項省略)</p> <p>第14条 新たに職員となった者に<u>扶養親族</u>がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに<u>扶養親族</u>たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) <u>扶養親族</u>たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する<u>扶養親族</u>が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、<u>扶養親族</u>たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に<u>扶養親族</u>がある場合にお</p>

新	旧
<p>いてはその者が職員となった日、<u>扶養親族等</u>がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の<u>扶養親族等</u>で同項の規定による届出に係るものの全てが<u>扶養親族等</u>たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、受理した日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の<u>扶養親族等</u>で第1項の規定による届出に係るものの一部が<u>扶養親族等</u>たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合 (第4項省略)</p> <p><u>付 則</u> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>2 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年品川</p>	<p>てはその者が職員となった日、<u>扶養親族</u>がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の<u>扶養親族</u>で同項の規定による届出に係るものの全てが<u>扶養親族</u>たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、受理した日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の<u>扶養親族</u>で第1項の規定による届出に係るものの一部が<u>扶養親族</u>たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合 (第4項省略)</p>

新	旧
<p>区条例第 29 号) の一部を次のように改正する。</p> <p>付則第 3 項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年品川区条例第 号）の施行の日（以下「令和 5 年改正条例施行日」という。）以後にあつては、配偶者およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであつて、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。以下同じ。）の相手方のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。</p> <p>付則第 4 項中「配偶者を有する」を「配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有する」に改める。</p> <p>付則第 6 項中「配偶者」の次に「またはパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（令和 5 年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和 5 年改正条例施行日）」を加える。</p>	

付則第2項の規定による学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>付 則（平成30年3月28日条例第29号） （第1項および第2項省略）</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の学校教育職員の給与に関する条例第13条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く1子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く1子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、<u>配偶者を有しない場合（学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年品川区条例第 号）の施行の日（以下「令和5年改正条例施行日」という。）以後にあっては、配偶者およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。以下同じ。）の相手方のいずれも有しない場合）</u>で、かつ、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く1子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第13条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第13条の規定および前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額配偶者を欠く1子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>（1）平成30年度 1万1,500円 （2）平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円</p> <p>4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が<u>配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合</u>その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く</p>	<p>付 則（平成30年3月28日条例第29号） （第1項および第2項省略）</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の学校教育職員の給与に関する条例第13条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く1子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く1子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く1子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第13条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第13条の規定および前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額配偶者を欠く1子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>（1）平成30年度 1万1,500円 （2）平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円</p> <p>4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が<u>配偶者を有するに至った場合</u>その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く1子が満15歳に達した日以後の最初の</p>

新	旧
<p>1 子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(第5項省略)</p> <p>6 付則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日(令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日)の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。</p>	<p>3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(第5項省略)</p> <p>6 付則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。</p>

第46号議案

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月29日

品川区長 森 澤 恭 子

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の旅費に関する条例（平成21年品川区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「扶養親族」を「扶養親族等」に、「および兄弟姉妹」を「、兄弟姉妹およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。）の相手方」に改める。

第3条第4項中「扶養親族」を「扶養親族等」に改める。

第6条第12項中「扶養親族の」を「扶養親族等の」に改める。

第13条第4号および第22条中「扶養親族」を「扶養親族等」に改める。

第24条第1項第1号および第2号中「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、同条第2項中「扶養親族と」を「扶養親族等と」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の学校教育職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従

前の例による。

(説明) 学校教育職員の旅費の支給に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同様に扱う必要がある。

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(第1号から第4号まで省略)</p> <p>(5) <u>扶養親族等</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、<u>兄弟姉妹およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。）の相手方</u>で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、または赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の<u>扶養親族等</u>の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該<u>扶養親族等</u>を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、または死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。</p> <p>(第5項省略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料および渡航手数料とする。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(第1号から第4号まで省略)</p> <p>(5) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母および<u>兄弟姉妹</u>で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、または赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の<u>扶養親族</u>の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該<u>扶養親族</u>を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、または死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。</p> <p>(第5項省略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料および渡航手数料とする。</p>

新	旧
<p>(第2項から第11項まで省略)</p> <p>12 扶養親族移転料は、赴任に伴う<u>扶養親族等</u>の移転について支給する。</p> <p>(第13項省略)</p> <p>(近接地内旅費)</p> <p>第13条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住することもしくはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所もしくは居所を移転した場合または教育委員会が人事委員会と協議して住所もしくは居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、別表第1の路程に応じた移転料額(扶養親族等を随伴しない場合にはその2分の1に相当する額)の範囲内における実費額の移転料(移転料)</p> <p>第22条 移転料の額は、次に規定する額の範囲内の実費額による。</p> <p>(1) 赴任の際<u>扶養親族等</u>を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の額</p> <p>(2) 赴任の際<u>扶養親族等</u>を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際<u>扶養親族等</u>を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に<u>扶養親族等</u>を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後<u>扶養親族等</u>を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)</p> <p>2 前項第3号の場合において、<u>扶養親族等</u>を移転した際における移転料の別表第1の額が職員が赴任した際の移転料の同表の額と異なるときは、同額の額は、<u>扶養親族等</u>を移転した際における移転料の同表の額を基礎として計算する。</p> <p>(第3項省略)</p>	<p>(第2項から第11項まで省略)</p> <p>12 扶養親族移転料は、赴任に伴う<u>扶養親族</u>の移転について支給する。</p> <p>(第13項省略)</p> <p>(近接地内旅費)</p> <p>第13条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住することもしくはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所もしくは居所を移転した場合または教育委員会が人事委員会と協議して住所もしくは居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、別表第1の路程に応じた移転料額(扶養親族を随伴しない場合にはその2分の1に相当する額)の範囲内における実費額の移転料(移転料)</p> <p>第22条 移転料の額は、次に規定する額の範囲内の実費額による。</p> <p>(1) 赴任の際<u>扶養親族</u>を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の額</p> <p>(2) 赴任の際<u>扶養親族</u>を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際<u>扶養親族</u>を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に<u>扶養親族</u>を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後<u>扶養親族</u>を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)</p> <p>2 前項第3号の場合において、<u>扶養親族</u>を移転した際における移転料の別表第1の額が職員が赴任した際の移転料の同表の額と異なるときは、同額の額は、<u>扶養親族</u>を移転した際における移転料の同表の額を基礎として計算する。</p> <p>(第3項省略)</p>

新	旧
<p>(扶養親族移転料)</p> <p>第24条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。</p> <p>(1) 赴任の際<u>扶養親族等</u>を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における<u>扶養親族等</u>1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</p> <p>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の実費額ならびに旅行雑費、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の2に相当する額</p> <p>イ 12歳未満の者については、その移転の際における年齢に応じた鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の実費額ならびに旅行雑費、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の1に相当する額</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第22条第1項第1号または第3号の規定に該当する場合には、<u>扶養親族等</u>の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後<u>扶養親族等</u>を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</p> <p>2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子を移転する場合には、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における<u>扶養親族等</u>とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の学校教育職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(扶養親族移転料)</p> <p>第24条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。</p> <p>(1) 赴任の際<u>扶養親族</u>を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における<u>扶養親族</u>1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</p> <p>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の実費額ならびに旅行雑費、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の2に相当する額</p> <p>イ 12歳未満の者については、その移転の際における年齢に応じた鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の実費額ならびに旅行雑費、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の1に相当する額</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第22条第1項第1号または第3号の規定に該当する場合には、<u>扶養親族</u>の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後<u>扶養親族</u>を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</p> <p>2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子を移転する場合には、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における<u>扶養親族</u>とみなして、前項の規定を適用する。</p>

第47号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月29日

品川区長 森 澤 恭 子

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項および第2項各号列記以外の部分中「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、同項第1号中「。）」の次に「またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。）の相手方」を加え、同条第3項各号列記以外の部分および同項第1号中「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、同項第2号中「扶養親族（」を「扶養親族等（」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分および同項第1号中「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、同項第2号中「扶養親族たる要件」を「扶養親族等たる要件」に、「扶養親族が」を「扶養親族等が」に改め、同条第2項および同条第3項第2号中「扶養親族」を「扶養親族等」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年品川区条例第28号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年品川区条例第 号）の施行の日（以下「令和5年改正条例施行日」という。）以後にあっては、配偶者およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。以下同じ。）の相手方のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。

付則第4項中「配偶者を有する」を「配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有する」に改める。

付則第6項中「配偶者」の次に「またはパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日）」を加える。

（説明）幼稚園教育職員の扶養手当の支給に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同様に扱う必要がある。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、<u>扶養親族等</u>のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の<u>扶養親族等</u>とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)またはパートナーシップ関係(双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。)の相手方</p> <p>(第2号から第6号まで省略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる<u>扶養親族等</u>の区分に応じて、<u>扶養親族等</u>1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号および第3号から第6号までに該当する<u>扶養親族等</u> 6,000円</p> <p>(2) 前項第2号に該当する<u>扶養親族等</u>(以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円</p> <p>(第4項省略)</p> <p>第12条 新たに職員となった者に<u>扶養親族等</u>がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに<u>扶養親族等</u>たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) <u>扶養親族等</u>たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する<u>扶養親族等</u>が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、<u>扶養親族等</u>たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に<u>扶養親族等</u>がある場合にお</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、<u>扶養親族</u>のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の<u>扶養親族</u>とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(第2号から第6号まで省略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる<u>扶養親族</u>の区分に応じて、<u>扶養親族</u>1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号および第3号から第6号までに該当する<u>扶養親族</u> 6,000円</p> <p>(2) 前項第2号に該当する<u>扶養親族</u>(以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円</p> <p>(第4項省略)</p> <p>第12条 新たに職員となった者に<u>扶養親族</u>がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに<u>扶養親族</u>たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) <u>扶養親族</u>たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する<u>扶養親族</u>が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、<u>扶養親族</u>たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に<u>扶養親族</u>がある場合におい</p>

新	旧
<p>いてはその者が職員となった日、<u>扶養親族等</u>がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員<u>の扶養親族等</u>で同項の規定による届出に係るものの全てが<u>扶養親族等</u>たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員<u>の扶養親族等</u>で第1項の規定による届出に係るものの一部が<u>扶養親族等</u>たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合 (第4項省略)</p> <p><u>付 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>2 <u>幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年品</u></p>	<p>てはその者が職員となった日、<u>扶養親族</u>がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員<u>の扶養親族</u>で同項の規定による届出に係るものの全てが<u>扶養親族</u>たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員<u>の扶養親族</u>で第1項の規定による届出に係るものの一部が<u>扶養親族</u>たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合 (第4項省略)</p>

新	旧
<p>川区条例第 28 号) の一部を次のように改正する。</p> <p>付則第 3 項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年品川区条例第 号）の施行の日（以下「令和 5 年改正条例施行日」という。）以後にあっては、配偶者およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。以下同じ。）の相手方のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。</p> <p>付則第 4 項中「配偶者を有する」を「配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有する」に改める。</p> <p>付則第 6 項中「配偶者」の次に「またはパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（令和 5 年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和 5 年改正条例施行日）」を加える。</p>	

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和 年品川区条例第 号) 付則第2項の規定による改正	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 30 年品川区条例第 28 号)
<p>付 則 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 平成 30 年 3 月 31 日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第 11 条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族たる子のうち 1 人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く 1 子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く 1 子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、<u>配偶者を有しない場合（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年品川区条例第 号）の施行の日（以下「令和 5 年改正条例施行日」という。）以後にあっては、配偶者およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。以下同じ。）の相手方のいずれも有しない場合）</u>で、かつ、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間がない配偶者を欠く 1 子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第 11 条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第 11 条の規定および前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く 1 子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>(1) 平成 30 年度 1 万 1,500 円</p> <p>(2) 平成 31 年度から平成 35 年度まで 1 万 3,000 円</p>	<p>付 則 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 平成 30 年 3 月 31 日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第 11 条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族たる子のうち 1 人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く 1 子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く 1 子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間がない配偶者を欠く 1 子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第 11 条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第 11 条の規定および前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く 1 子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>(1) 平成 30 年度 1 万 1,500 円</p> <p>(2) 平成 31 年度から平成 35 年度まで 1 万 3,000 円</p>

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く1子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を品川区教育委員会に届け出なければならない。

5 （略）

6 付則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く1子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を品川区教育委員会に届け出なければならない。

5 （略）

6 付則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。